

水道利用加入金・手数料について

(令和元年10月1日から)

1. 水道利用加入金

水道利用加入金(以下「加入金」という。)は、給水装置の新設工事又は増径工事の申込みからしゅん工までの間に下記の額を徴収します。

(1) 新設工事の場合

新たに給水装置を新設された場合は、メーター口径に応じた額を徴収します。

なお、同一敷地内において既設の給水装置及び家屋等を撤去し、新たに給水装置を新設しようとするときは、既設のメーター口径に応じた額に相当する加入金を免除します。

(2) 増径工事の場合

引込管を増径された場合は、増径工事後のメーター口径に対応する金額から増径工事前のメーター口径に応じた額に相当する加入金を差し引いた額を徴収します。

(3) マンション(共同住宅)等の場合

マンション(共同住宅)等における加入金は、子メーターがあるときは子メーターの口径により、子メーターがないときは各戸の引込管口径をメーターの口径とみなし、各戸ごとに計算した加入金の合計額を徴収します。

なお、散水栓、ゴミ置場等、共用の水栓等も加入金徴収の対象となります。

加入金の額(消費税10%含む)

口径	13mm、20mm	25mm	40mm	50mm
金額	154,000円	275,000円	935,000円	1,595,000円
口径	75mm	100mm	150mm	200mm以上
金額	4,180,000円	7,920,000円	19,800,000円	管理者が別途定める

2. 手数料

手数料は、給水装置工事の申込みの際に、引込管の数に応じて下記の額を徴収します。

区分 \ 口径	25mm以下	40mm、50mm	75mm以上
設計審査手数料	1,000円	2,000円	3,000円
しゅん工検査手数料	2,000円	4,000円	6,000円

※ お問い合わせは、守口市水道局お客さまセンター設備担当 TEL 6991-6771